(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須烏山市・那須郡那珂川町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

○経済産業省告示第四十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
エイチエスビージャパン株式会社	神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番二号横浜神谷ビル五階	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十二年三月二日

○経済産業省
○国土交通省告示第九十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十一月十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－817	コベルコ　ECM－WA02	EDM－4TN－V84T－B	コベルコ建機株式会社	広島県広島市安佐南区祇園三丁目12番4号

○経済産業省
○国土交通省告示第九十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十一月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－818	川崎　92C1	QSM11－3A	株式会社KCM	兵庫県加古郡稲美町岡2680番地

○経済産業省
○国土交通省告示第百号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十二月三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－819	マルマテクニカ　MBC285	4HK1XDIA	マルマテクニカ株式会社	神奈川県相模原市大野台6丁目2番1号

○経済産業省
○国土交通省告示第百一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十二月三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－820	トンネルのレンタル　TC－B1－TN	V2203－EDM	株式会社トンネルのレンタル	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目11番17号

○経済産業省
○国土交通省告示第百二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十二月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－821	三菱　EDR－2GC	PKXL04.4NJ1	三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号

○経済産業省
○国土交通省告示第百三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年十二月十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月二日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁